

習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市新習志野公民館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
- (2) 団体 株式会社オーエンス
- (3) 代表 代表取締役 大木 一雄

2. 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1(公募)
- (2) 日程
 - ア 指定管理者募集の案内(広報紙・ホームページ) 平成29年7月15日
 - イ 募集要項の配布 平成29年7月18日～8月4日
 - ウ 応募者説明会・見学会 平成29年8月4日
 - エ 質問事項の受付 平成29年8月4日～8月10日
 - オ 質問事項の回答 平成29年8月17日
 - カ 申請書類の受付 平成29年8月21日～8月25日
 - キ 応募者面接 平成29年9月28日
 - ク 習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会にて候補者を選定 平成29年10月19日
 - ケ 議会の議決 平成29年12月22日
 - コ 指定日(告示日) 平成29年12月27日

4. 指定理由

公共施設の管理運営の受託及びビル管理事業等を目的とする法人で、全国で公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かしたサービスが期待される場所である。

提案内容からは、社会教育主事の有資格者の職員配置や多様な層を対象とする主催事業、特に青年層や高齢者層などの講座の実施、また、施設の整備、維持管理について、利用者からの意見や要望を積極的に運営に取り入れようとする姿勢が見られる。

更には、経済的に安定した管理運営が期待できることなど、本市が求める水準を充分満たしていると判断し、指定管理者の候補者として指定したものである。

5. 評価表

別紙1のとおり